

# 福岡県公報

平成25年6月14日  
第3504号

## 目次

### 告示(第980号-第1002号)

○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	1
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課)	3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定	(会計管理局会計課)	5
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	5
○青少年に有害な図書類の指定	(青少年課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	6
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	7

○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	7
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	7

## 公 告

○意見募集の結果の公示	(保健衛生課)	8
○落札者等の公示	(総務事務センター)	8

## 公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	8
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	9

## 告 示

### 福岡県告示第980号

土地区画整合法(昭和29年法律第119号)第10条第1項の規定に基づき、個人施行土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第3項の規定において準用する同法第9条第3項の規定により次のように公告する。

平成25年6月14日

福岡県知事 小川 洋

- 土地区画整理事業の名称  
粕屋町花ヶ浦一丁目土地区画整理事業
- 施行者の名称  
九州セキスイハイム不動産株式会社
- 事務所の所在地  
福岡市中央区高砂二丁目8番1号
- 施行地区  
糟屋郡粕屋町花ヶ浦一丁目の一部
- 施行認可の年月日  
平成23年12月8日
- 変更認可の年月日

平成25年5月30日

### 福岡県告示第981号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により宗像市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年6月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（2級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
宗像市の一部	平成25年3月30日

### 福岡県告示第982号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により福岡市金武・吉武土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年6月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量、出来形確認測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市大字吉武の一部	平成25年3月10日

### 福岡県告示第983号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により九州防衛局長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年6月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量外）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
行橋市、築上郡築上町	平成24年11月15日

### 福岡県告示第984号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年6月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（1級基準点測量、3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市	平成25年3月31日

### 福岡県告示第985号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年6月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	大牟田植木線	前	大牟田市新勝立町5丁目16番21先から 大牟田市大字勝立227番8先まで	7.1 ～ 13.4	299.8
			後	大牟田市新勝立町5丁目16番21先から 大牟田市大字勝立227番8先まで	13.8 ～ 19.4	296.0

#### 福岡県告示第986号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年6月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	勝立三川線	前	大牟田市新勝立町4丁目87番11先から 大牟田市大字勝立224番23先まで	5.1 ～ 15.0	27.4
			後	大牟田市大字勝立224番32先から 大牟田市大字勝立224番23先まで	6.0 ～ 80.0	40.8

#### 福岡県告示第987号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年6月14日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
犀川東部土地改良区	平成25年6月4日

#### 福岡県告示第988号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月14日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日  
平成25年5月24日
- 申請に係る特定非営利活動法人
  - 名称  
NPO法人スポーツ&身体活動教育団体 CLUB K
  - 代表者の氏名  
白石 健太
  - 主たる事務所の所在地  
福岡県嘉麻市山野1987番地40
  - 定款に記載された目的

この法人は、幼児・児童・生徒・地域一般人に対して、スポーツ・運動・芸術・文化の指導・普及・振興に関する事業を行い、子どもの体力・学力の向上・人格の形成・地域のスポーツ事業の発展・社会教育団体の活性化に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第989号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月14日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成25年5月17日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人育児・生活支援福岡

## (2) 代表者の氏名

古谷 勇樹

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区上呉服町10番10号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、女性及び企業に対して、育児や介護に関する事業を行い、女性が仕事と育児の両立を図れる環境づくりの推進に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第990号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月14日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成25年5月24日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人 南陵塾

## (2) 代表者の氏名

梶原 實

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県鞍手郡鞍手町長谷536番地1

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、少年から高齢者に対して、社会体験活動やスポーツ活動、伝統文化活動に関する事業を行い、子育て支援や青少年健全育成、健康促進、地域発展、スポーツ及び伝統文化活動の振興に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第991号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月14日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成25年5月17日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人 鞍手町ボランティア連絡協議会

## (2) 代表者の氏名

川波 英一

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県鞍手郡鞍手町大字新延414番地の1 鞍手町総合福祉センター

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民が誰もが安全で安心して、その人らしく地域で生活できるようにボランティア活動の福祉・環境・教育等様々な分野の事業を行い、ボランテ

ィアグループ（個人）及び関係団体・企業・行政とのパートナーシップを築きながら協働で豊かで活力あふれる住みよい「まちづくり」の実現に寄与することを目的とする。

### 福岡県告示第992号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成25年5月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
NPO法人 誠愛学園
  - (2) 代表者の氏名  
那須 誠一
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県嘉麻市飯田336番地1
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者とその周辺の人々に対して、物理的、精神的、経済的な自立生活への支援や環境整備に関する事業を行い、障害者と健常者の積極的交流を進めるとともに、両者間の物理的、精神的な障壁を取り除いて、バリアフリーな文化と市場を創造し、地域福祉の進化、発展に寄与することを目的とする。

### 福岡県告示第993号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年6月14日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
520	福岡市博多区住吉2丁目2番1号 株式会社九州ダイケン	福岡市東区箱崎2丁目54-27 福岡市東保健所内	平成25年 6月4日

### 福岡県告示第994号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成25年6月14日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	129	田川市大字伊田3292番地2 福岡県田川保健福祉事務所内 田川食品衛生協会 会長 早戸 秀喜	田川市大字伊田3292番地2 福岡県田川保健福祉事務所内	平成25年 5月22日
旧		田川市大字伊田3292番地2 福岡県田川保健福祉事務所内 田川食品衛生協会 会長 池宮 修		

### 福岡県告示第995号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成25年6月14日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代7月号	雑誌15277-07	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント7月号	雑誌05267-7	株式会社竹書房	

**福岡県告示第996号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年6月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市浦志一丁目56番1から56番3まで及び59番1から59番5まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
大分市西鶴崎1丁目7番17号  
株式会社 アメイズ  
代表取締役 穴見 保雄

**福岡県告示第997号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年6月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
八女市津江字高島519番1、519番3、519番4、520番1から520番3まで、521番1、521番2、522番1、522番2、523番2、526番1、526番4から526番7まで、529番5、529番7、530番2、530番5及び533番2から533番4まで並びに道路である市有

地の一部

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

八女市津江538番地

医療法人 社団 慶仁会

理事長 川崎 裕司

**福岡県告示第998号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成25年5月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人いとしま児童クラブ
  - (2) 代表者の氏名  
西村 文明
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県糸島市前原東三丁目8番17号
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、放課後等において保育が必要とされる小学校児童に対し、豊かで安全な生活の場を多世代の人々と連携して築くことで、子どもたちの心身ともに健やかな発達を支援し、また、親の働く権利を保障する活動を行うことで、健全で豊かな地域社会の確立をはかることを目的とする。

**福岡県告示第999号**

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の

規定により次のように告示する。

平成25年6月14日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡赤村大字赤字地藏ノ木浦1278の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第1000号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年6月14日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和47年8月18日農林省告示第1470号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第1001号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年6月14日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和42年11月11日農林省告示第1744号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに糸島市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第1002号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年6月14日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和52年10月19日農林省告示第1060号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

### 公告

福岡県漬物製造業に関する取扱要綱案について、平成25年4月2日から平成25年5月1日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成25年5月14日に制定しました。

平成25年6月14日

福岡県知事 小 川 洋

問合せ先

保健医療介護部保健衛生課食品衛生係

電話：092-643-3280

メールアドレス：hoeisei@pref.fukuoka.lg.jp

### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年6月14日

福岡県知事 小 川 洋

1 落札に係る物品等の名称及び数量

水槽付消防ポンプ自動車 1台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成25年5月17日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

愛知ポンプ工業株式会社

(2) 住所

福岡市中央区長浜2丁目3番40号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

45,045,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成25年4月5日

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第154号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成25年6月14日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成25年7月30日（火） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

福岡県久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10:00~15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30~16:30	講習結果に対する考査
16:30~17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

**福岡県公安委員会告示第155号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成25年6月14日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成25年7月12日（金） 13:30~16:30	北九州市小倉南区若園5丁目1番5号 小倉南生涯学習センター 視聴覚室	小倉南警察署
平成25年7月18日（木） 13:30~16:30	柳川市三橋町今古賀53番地1 柳川警察署 会議室	柳川警察署
平成25年7月23日（火） 13:30~16:30	筑紫野市二日市南1丁目9番3号 筑紫野市生涯学習センター 学習室6	筑紫野警察署
平成25年7月24日（水） 13:30~16:30	福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署 会議室	中央警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。